

(別添1)

令和8年度「国際性に富む人材育成留学事業」
(令和9年度派遣生の募集・選考に係る業務) 委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度「国際性に富む人材育成留学事業」(令和9年度派遣生の募集・選考に係る業務)
委託

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 事業目的

資源が少ない島嶼県沖縄が発展する最大の拠り所は人材であり、アジアをはじめ世界との交流を通じて、グローバルスタンダードの知的水準を具備した人材の育成を図ることは極めて重要である。高校生は異文化体験を通して視野を広めることにより、21世紀の振興発展、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材となることが期待されている。このような目的達成のため、人材育成を長期にわたり計画的に実施する必要がある。

4 委託料

委託料 9,572,000 円を上限とする。

5 全体事業概要

(1) 高校生に係る国外派遣

①30名の高校生を1年間、北米、欧州、アジア諸国等へ派遣する。

(最終的な派遣人数については、令和9年度の予算額の状況により 20~30名の間で変動
することがある。)

②英語圏に6割程度の人数を派遣する。

6 令和8年度業務委託内容

(1) 高校生の派遣に係る選考業務

①令和9年度派遣に係る募集要項の作成。募集要件等は県立学校教育課の指示に従う。

※高等学校への募集要項の配布及び周知は県立学校教育課で行う。

②各高等学校からの願書受付。

③第1次選考試験の周知。

④第1次選考試験の実施(200名程度)。

※留学に必要な英語力を測れるテストを実施すること。

⑤第1回選考委員会のための資料作成。

- ⑥第1次選考試験結果の通知及び第2次選考試験の周知。
- ⑦第2次選考試験の実施（80名程度に対し面接試験を行う）。
- ⑧第2回選考委員会のための資料作成。
- ⑨第2次選考試験結果通知。
- ⑩事前オリエンテーション及び保護者会の実施（3月末までに1～2回）。

(2) その他

事業目的に沿った効果的な研修等の企画提案・実施

7 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況報告、業務内容に関する打ち合わせを原則として月に1回程度行うこととする。その他、必要が生じた場合は随時実施する。

8 事業実績報告書の提出

- (1) 12月末時点の事業実績報告（中途）を、県立学校教育課へ該当月の翌月までに提出すること。その他、委託者の求めに応じ随時提出すること。
- (2) 委託契約終了と同時に、県立学校教育課へ事業実績報告書を最終提出すること。
- (3) 計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。
その際、計上経費は、回数、単価、個数等、算出根拠が分かるように明記すること。

9 委託業務の経理等

- (1) 当該委託事業に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証する経理書類(実績報告書含む)は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担において、いつでも供覧に供することができるように保存しておくこと。
- (4) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (5) 委託業務を実施する場合、原則、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

10 再委託の制限等

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

・本事業の実施に関し必要と認められるもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

11 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に属するものの使用については、各関係者と事前に調整・確認を行うなど、適切な処理を行うこと。

12 積算方法及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、経費限度額

9,572,000円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

(2) 積算項目については、概ね以下の内容で提出すること。

① 直接人件費

(ア) 事務局経費

② 事業費

(ア) 高校生の募集選考業務に要する経費

③ 一般管理費（事業の管理に要する経費）

(①+②－(再委託に要する経費)) × (10%以内)

④ 消費税

(①+②+③) × 0.10

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

※事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額（一般管理費は除く）を契約額内で支払うものとする。

(3) 本委託事業により選考された派遣生について、令和8年度以降の派遣・滞在・帰国に係る経費についても、上記(2)の要領で見積書（様式5, 6, 7, 8, 9, 10）を提出すること。その際、以下のことに留意すること。

① 別紙「令和8年度派遣生の派遣・滞在・帰国に係る業務）委託見積条件書」に基づき経費を見積もること。

② 令和9年度の高校生のプログラム費用については、一人あたり150万円として

30人 45,000千円（消費税抜き）

20人 30,000千円（消費税抜き）

の範囲で見積もること。

13 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は県立学校教育課と協議すること。

(2) 業務の遂行に当たっては県立学校教育課と随時協議を行い、その指示に従うこと。

(3) この事業は「募集・選考」、「派遣・滞在」、「滞在及び帰国」まで3年間継続されることから「募集・選考」において企画提案が採用された団体が「派遣・滞在」、「滞在及び帰国」まで受託することを想定している。

(4) 本事業における経費額は、派遣生の予定人数30名を想定している。

① 最終的な派遣人数については、令和9年度の予算の成立及び予算額の状況により20～30名の間で変動することがある。

② 派遣人数が30名に満たない場合、その経費は提出済みの見積書をもとに実績人数で精算する。